

令和 6 年度 日野町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 6 年 7 月 1 日

1. 趣旨

本町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、令和 6 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2. 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 方針の対象範囲

この方針は、町長部局、教育委員会部局、出納室、議会事務局その他日野町の全組織を対象とする。

4. 物品等の調達対象となる障害者就労施設等

本町における調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく障害福祉施設サービス事業所等のうち物品等の調達が可能な障害者就労施設等とする。

5. 調達の推進方法

- (1) 総務課および福祉保健課が障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集したうえで、物品の調達が可能な各部署にその情報を提供し、各部署はその情報をもとに物品等を可能な限り優先的に障害者就労施設等に発注するよう努めるものとする。
- (2) 発注に際しては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいて設置された日野町シルバー人材センターや町内業者に配慮しながら調達の推進に努めるものとする。

6. 調達対象物品等および調達目標

調達対象物品等

- ・ 物品等 （食品類、雑貨、印刷製品等）
- ・ 役務 （除草作業、清掃作業、軽作業等）

令和 6 年度における本町の優先調達目標は 200 万円以上とする。

7. 調達目標および調達実績の公表

- (1) 調達目標を設定し、速やかに町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の 8 月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8. 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、総務課財政担当および福祉保健課福祉担当とする。